

令和2年5月26日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

緊急事態宣言の解除後の新型コロナウイルス感染症のまん延防止について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では5月26日に、本県を対象区域とする緊急事態宣言が解除されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改定しました。

つきましては、県が作成したチェックリスト等を御参考いただき、引き続き、感染拡大防止対策を講じていただきますよう、貴会員に対して改めて周知徹底をお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針 (令和2年5月26日改定)
- 3 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について (令和2年5月26日)

問合せ先

政策法務課訟務グループ 吉原

電話 045 (210) 1111 内線 2422